平成２４年（フ）第３４９号
沖縄県那覇市長田２丁目30番５号　２階あゆみ荘３号室
債務者　松本　　智
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３７２号
沖縄県中頭郡西原町字幸地370番地の１　シティコーチ505号
債務者　宮里　裕太
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３７８号
沖縄県豊見城市字平良188番地56　豊見城団地県改良住宅Ｈ―301号
債務者　玉城　光子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２２号
山形県最上郡戸沢村大字蔵岡113番地
債務者　長沢　恵子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第２６号
山形県最上郡鮭川村大字京塚275番地
債務者　阿部　久子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第１２６号
長野県中野市大字新井373番地
債務者　久保園めぐみ（旧姓細井）
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４３７号
京都市中京区壬生梛ノ宮町24　アネックス八木105、住民票上の住所宮崎市佐土原町下田島7843番地４　日総コーポ301号
債務者　外村　正男
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５２３号
京都府相楽郡和束町大字別所小字中山12番地、住民票上の住所京都府相楽郡和束町大字別所小字中西８番地
債務者　田中　末富
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６２８号
京都府八幡市八幡備前25番地の９
債務者　備　　広樹
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８２６号
京都市山科区西野阿芸沢町１番地７　山科団地Ｂ―805
債務者　川野　　徳
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８４０号
京都府宇治市天神台１丁目２番地の22
債務者　小島　晴美
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８４１号
京都市西京区上桂西居町77番地原田ハイツ101号室
債務者　山本　　仁
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９３０号
京都市伏見区北尼崎町481番地　ホワイトレジデンス塚本２Ｃ
債務者　窪田　唯加
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９３１号
京都市上京区猪熊通丸太町上る木屋之町500番地２　シャトー・マキ101号
債務者　出口まり子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９４８号
京都市山科区勧修寺本堂山町17番地
債務者　田中　亮次
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９６６号
京都市伏見区久我東町210番地　久我センター地区個店棟205号
債務者　西川　宏美（旧姓橘）
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９９９号
京都市伏見区向島立河原町45番地５
債務者　佐々木　勝
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係